# 長期使用構造等確認申請(長期確認)

### 1.新築住宅

一戸建て住宅(税込価格)

延べ面積	長期確認申請料金(税込)								
	基本料金	業務量の削減※1		変更長期確認申請料金		軽微変更該当証明申請料金			
				<u>当社以外</u> で、長期	当社で直前の長期	<u>当社以外</u> で、直前 の長期確認を行っ	当社で直前の長期		
		概ね2~4割	概ね4割以上	確認を行った場合	確認を行ったもの	た場合	確認を行ったもの		
200㎡以下	81,400円	47,300円	42,900円	新規料金を適用	16,500円 (5,500円※2)	新規料金を適用	5,500円		
200㎡超	99,000円	59,400円	55,000円	新規料金を適用	22,000円 (5,500円※2)	新規料金を適用	5,500円		

<sup>※1</sup> 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書、または同規則第45条第1項に規定する 型式住宅部分等製造者認証書を添えたもので、業務の削減量については、認定書もしくは認証書に記載される事項により決定します。

#### 共同住宅(税込価格)

延べ面積	長期確認申請料金(税込)							
	基本料金	業務量の削減※1 概ね2~4割 概ね4割以上		変更長期確認申請料金		軽微変更該当証明申請料金		
				当社以外で、 長期確認を 行った場合	当社で直前の 長期確認を 行ったもの	<u>当社以外</u> で、 直前の 長期 確認を	当社で直前の 長期確認を 行ったもの	
		180,102 101	1,8,10,10,10,10	13 - 12 23 -	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	行った場合		
200㎡以下	102,300円	57,200円	46,200円	新規料金を適用	16,500円十 Mc×5,500円 (Mc×5,500円※2)	新規料金を適用	Mc×5,500円	
200㎡超 500㎡以下	154,000円	93,500円	82,500円	新規料金を適用	22,000円+ Mc×5,500円 (Mc×5,500円※2)	新規料金を適用	Mc×5,500円	
500㎡超 1,000㎡以下	187,000円	左記の料金	左記の料金	新規料金を適用	27,500円+ Mc×5,500円 (Mc×5,500円※2)	新規料金を適用	Mc×5,500円	
1,000㎡超 2,000㎡以下	220,000円	左記の料金	左記の料金	新規料金を適用	44,000円+ Mc×5,500円 (Mc×5,500円※2)	新規料金を適用	Mc×5,500円	
2,000㎡超 3,000㎡以下	253,000円+ (M-50)×16,500円※3	左記の料金	左記の料金	新規料金を適用	55,000円+ Mc×5,500円 (Mc×5,500円※2)	新規料金を適用	Mc×5,500円	
3,000㎡超 4,000㎡以下	308,000円+ (M-50)×16,500円※3	左記の料金	左記の料金	新規料金を適用	66,000円+ Mc×5,500円 (Mc×5,500円※2)	新規料金を適用	Mc×5,500円	
4,000㎡超 5,000㎡以下	363,000円+ (M-50)×16,500円※3	左記の料金	左記の料金	新規料金を適用	82,500円+ Mc×5,500円 (Mc×5,500円※2)	新規料金を適用	Mc×5,500円	
5,000㎡超 10,000㎡以下	605,000円+ (M-80)×16,500円※3	左記の料金	左記の料金	新規料金を適用	99,000円+ Mc×5,500円 (Mc×5,500円※2)	新規料金を適用	Mc×5,500円	
10,000㎡超 20,000㎡以下	1,540,000円+ (M-80)×16,500円※3	左記の料金	左記の料金	新規料金を適用	154,000円+ Mc×5,500円 (Mc×5,500円※2)	新規料金を適用	Mc×5,500円	
20,000㎡超 50,000㎡以下	3,245,000円+ (M-80)×16,500円※3	左記の料金	左記の料金	新規料金を適用	396,000円+ Mc×5,500円 (Mc×5,500円※2)	新規料金を適用	Mc×5,500円	
50,000㎡超	6,050,000円+ (M-80)×16,500円※3	左記の料金	左記の料金	新規料金を適用	792,000円+ Mc×5,500円 (Mc×5,500円※2)	新規料金を適用	Mc×5,500円	

- M:評価対象戸数、Mc:評価対象住戸のうち、変更する戸数
- ※1 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書、または同規則第45条第1項に規定する 型式住宅部分等製造者認証書を添えたもので、業務の削減量については、認定書もしくは認証書に記載される事項により決定します。
- ※2 審査を伴わない場合です。
- ※3 評価戸数による加算について、Mから50または80を引いた数が負数になる場合は、0とします。
- ※ 共同住宅等における「住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅」の料金は新築住宅の一戸建て住宅の料金を適用 するものとします。

## 長期使用構造等確認申請(長期確認)

## 2.既存住宅の増改築及び建築行為なし

### 一戸建て住宅(税込価格)

延べ面積	長期確認申請料金(税込)							
	基本料金	変更長期確	認申請料金	軽微変更該当証明申請料金				
		<u>当社以外</u> で、長期確認を 行った場合	当社で直前の長期確認を 行ったもの	<u>当社以外</u> で、直前の長期確 認を行った場合	当社で直前の長期確認を 行ったもの			
200㎡以下	99,000円	新規料金を適用	16,500円 (5,500円※1)	新規料金を適用	5,500円			
200㎡超	116,600円	新規料金を適用	22,000円 (5,500円※1)	新規料金を適用	5,500円			

<sup>※1</sup> 審査を伴わない場合です。

共同住宅(税込価格)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	党込価格) 長期確認申請料金(税込)						
延べ面積			₹粉唯認中謂科並 \优义 	軽微変更該当証明申請料金			
	基本料金	<u>当社以外</u> で、 長期確認を 行った場合	当社で直前の 長期確認を 行ったもの	<u>当社以外</u> で、 直前の 長期確認を 行った場合	当社で直前の 長期確認を 行ったもの		
200㎡以下	111,600円	新規料金を適用	16,500円+ Mc×5,500円 (Mc×5,500円※1)	新規料金を適用	Mc×5,500円		
200㎡超 500㎡以下	168,000円	新規料金を適用	22,000円+ Mc×5,500円 (Mc×5,500円※1)	新規料金を適用	Mc×5,500円		
500㎡超 1,000㎡以下	204,000円	新規料金を適用	27,500円+ Mc×5,500円 (Mc×5,500円※1)	新規料金を適用	Mc×5,500円		
1,000㎡超 2,000㎡以下	240,000円	新規料金を適用	44,000円+ Mc×5,500円 (Mc×5,500円※1)	新規料金を適用	Mc×5,500円		
2,000㎡超 3,000㎡以下	276,000円+ (M-50)×16,500円※2	新規料金を適用	55,000円+ Mc×5,500円 (Mc×5,500円※1)	新規料金を適用	Mc×5,500円		
3,000㎡超 4,000㎡以下	336,000円+ (M-50)×16,500円※2	新規料金を適用	66,000円+ Mc×5,500円 (Mc×5,500円※1)	新規料金を適用	Mc×5,500円		
4,000㎡超 5,000㎡以下	396,000円+ (M-50)×16,500円※2	新規料金を適用	82,500円+ Mc×5,500円 (Mc×5,500円※1)	新規料金を適用	Mc×5,500円		
5,000㎡超 10,000㎡以下	660,000円+ (M-80)×16,500円※2	新規料金を適用	99,000円+ Mc×5,500円 (Mc×5,500円※1)	新規料金を適用	Mc×5,500円		
10,000㎡超 20,000㎡以下	1,680,000円+ (M-80)×16,500円※2	新規料金を適用	154,000円+ Mc×5,500円 (Mc×5,500円※1)	新規料金を適用	Mc×5,500円		
20,000㎡超 50,000㎡以下	3,540,000円+ (M-80)×16,500円※2	新規料金を適用	396,000円+ Mc×5,500円 (Mc×5,500円※1)	新規料金を適用	Mc×5,500円		
50,000㎡超	6,600,000円+ (M-80)×16,500円※2	新規料金を適用	792,000円+ Mc×5,500円 (Mc×5,500円※1)	新規料金を適用	Mc×5,500円		

M:評価対象戸数、Mc:評価対象住戸のうち、変更する戸数

<sup>※1</sup> 審査を伴わない場合です。

<sup>※2</sup> 評価戸数による加算について、Mから50または80を引いた数が負数になる場合は、0とします。

<sup>※</sup> 共同住宅等における「住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅」の料金は新築住宅の一戸建て住宅の料金を適用するものとします。